

令和3年度 きらり輝く！若い農業者就農促進事業

【事業目的】

- ・経営の不安定な新規就農者の定着に向けた支援
- ・地域農業の担い手の育成や農業従事者の確保
- ・所得の向上や雇用の創出等、農業を含めた地域経済の活性化

<事業の概要>

新たな地域農業の担い手となる新規就農者や農業後継者が、円滑な農業経営を始めるために必要な経費を助成する

交付対象者：認定新規就農者

交付額：上限 150万円/年(1回限り)

補助対象経費：農業機械、農業資材、農機具格納庫等の取得費(賃貸借を含む)、その他営農活動等に必要な経費

<交付要件>

- 1 認定新規就農者であること
- 2 串間市内に在住の者
- 3 国の農業次世代人材投資資金(経営開始型)と重複支給がないこと
- 4 新規参入者又は親元に就農し5年以内の者若しくは親元に就農した者で、親とは異なる品目で経営を開始して5年以内の者

<返還>

- 1 補助金を目的以外の用途に使用した場合
- 2 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- 3 就農状況報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合
- 4 市内で就農後、5年間営農を継続しなかった場合

<事業の流れ>

